

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 6 号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「支払いのため小切手を振出す」を「支払を行うため当座預金払戻請求書を出納機関へ提出する」に改める。

第32条の 2 第 2 号中「電波利用料」の次に「、車体検査（法定点検）費用、銀行取扱手数料」を加え、同条第 4 号中「、加除式図書の追録代、洗濯代、寝具類の消毒代、写真現像焼付代ならびに図面その他の文書の複写料および焼付料」を「および加除式図書の追録代」に改め、同条中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9）旅費その他の資金前渡により支出するもの

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第43条の見出し中「小切手帳」を「当座預金払戻請求書帳」に改め、同条第 1 項中「小切手帳」を「当座預金払戻請求書帳」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、支払をする際は、当座預金払戻請求書の記載金額および当座預金払戻請求書帳の残枚数を確認しなければならない。

第43条第2項中「小切手」を「当座預金払戻請求書」に、「以下」を「以外」に改め、「かつ、余白に訂正した旨および訂正した文字数を記載して」を削り、同条第3項中「書損し等による小切手」を「書損じ等により当座預金払戻請求書」に、「当該小切手」を「当該当座預金払戻請求書」に、「小切手帳」を「当座預金払戻請求書帳」に改め、同条第4項中「小切手帳」を「当座預金払戻請求書帳」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第47条中「および小切手類」を削る。

第51条中「行なう」を「行う」に改め、同条第2号中「が振出した小切手による現金の支払又は隔地払をし、領収書を徴する」を「から提出された当座預金払戻請求書により支払を行う」に改める。

第53条中「支払い」を「支払」に改め、同条第1号および第2号中「ものの。」を「もの」に改め、同条第3号中「小切手」を「当座預金払戻請求書」に、「ものの。」を「もの」に改め、同条第4号中「ものの。」を「もの」に改める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。